

## 小川町公共浄化槽事業経営戦略

団体名	小川町		
事業名	公共浄化槽等整備推進事業 (特定地域生活排水処理事業)		
策定期日	令和6年10月		
計画期間	令和6年度	～	令和15年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	2021(令和3)年度 (供用開始後3年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	全部適用
処理区域内人口密度	0.2人/ha	流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	—		
処理場数	—		
広域化・共同化・最適化実施状況*	<p><b>【最適化②】</b> 2020(令和2)年度に「小川町生活排水処理基本計画」の見直しを行い、各種処理施設の中から、最適な整備手法を選択し、事業を実施している。</p>		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

##### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	合併処理浄化槽の維持管理に係る経費として、人槽区分に応じた月額使用料を定めている。 10人槽までが一律で月額3,300円(税込み、以下同様)、11人槽以上については3,300円に、10人槽を超えた部分に人槽当たり275円を乗じた金額を加えた額、共同浄化槽は1戸当たり3,300円となっている。 また、清掃に係る経費として随時使用料を定め、くみ取り汚泥10リットルにつき110円を清掃した月以降の月額使用料に加算している。		
業務用使用料体系の概要・考え方	—		
その他の使用料体系の概要・考え方	—		
条例上の使用料*2 (20m³あたり) ※過去3年度分を記載	令和2年度 —円	実質的な使用料*3 (20m³あたり) ※過去3年度分を記載	令和2年度 —円
	令和3年度 —円		令和3年度 —円
	令和4年度 —円		令和4年度 —円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### (3) 組織

職 員 数	上下水道課 下水道グループ 清浄槽担当 1名
事 業 運 営 組 織	本町の下水道事業は、2016(平成28)年度から水道課と統合され、上下水道課下水道グループとして事業を運営している。また、下水道グループは公共下水道事業、農業集落排水事業、清浄槽事業の事務を分担している。 職員給与費の予算措置は、公共下水道事業4名、農業集落排水事業1名、公共清浄槽事業1名としている。

### (2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	活用していない
	イ 指定管理者制度	活用していない
	ウ PPP・PFI	活用していない
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	活用していない
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	活用していない

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

小川町における公共清浄槽事業は令和3年度に開始し、事業開始後3年目であるため使用料収入が少額となり経費回収率が3.66と低い水準となっており、財源は基準外繰入金に頼ったものとなっている。今後は、整備基数が増加し使用料収入も増加していくため、経費回収率は上がっていくと見込まれる。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

小川町における将来の行政区域内人口は、各種予測結果から、2022(令和4)年度末現在と比較して今後30年間で約32%から約54%減少する予測結果が出ている。公共清浄槽事業区域内においても行政区域内人口と同様の人口減少が予測される。

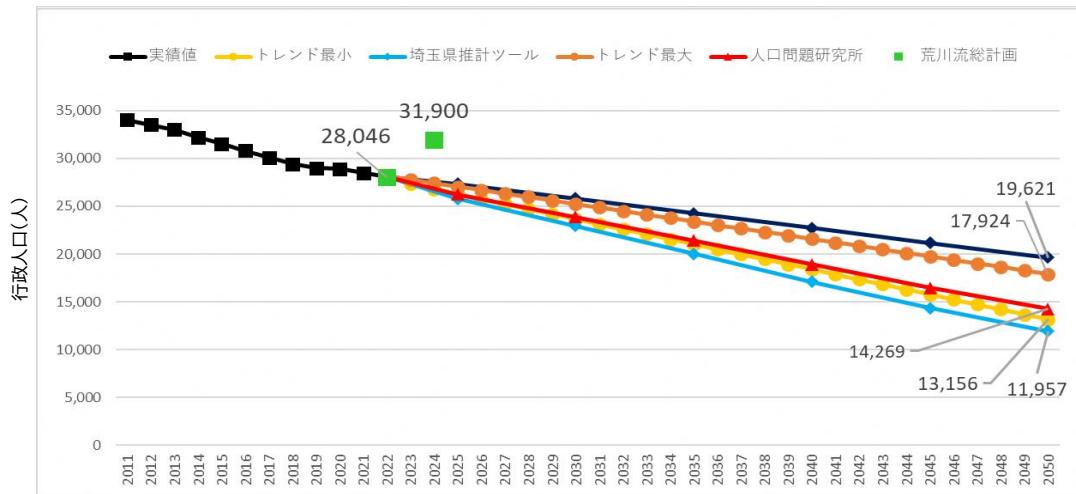


図1:行政人口 予測結果比較

## (2) 有収水量の予測

設置基数の増加に伴い、年間有収水量も増加する見通しだが、整備完了後には人口減少に伴う使用水量の減少が見込まれ、有収水量も減少となる見通しとなった。表は2033(令和15)年度までの浄化槽整備とその後の人口減少を反映して推計した。

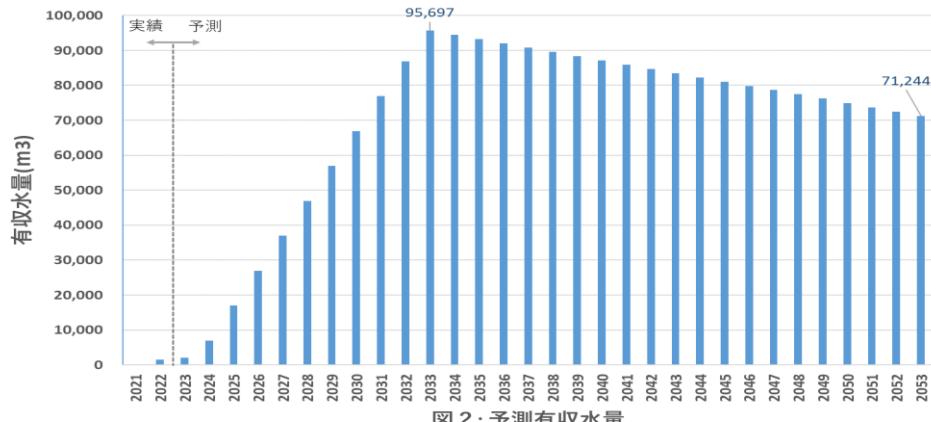


図2：予測有収水量

## (3) 使用料収入の見通し

2033(令和15)年度まで毎年50基整備を行う予定のため、整備期間中は設置基数が増加し、使用料収入も計画期間内では増加する見通しとなった。整備完了後は、人口減少が見込まれるため、使用料収入が若干減少する見通しとなった。

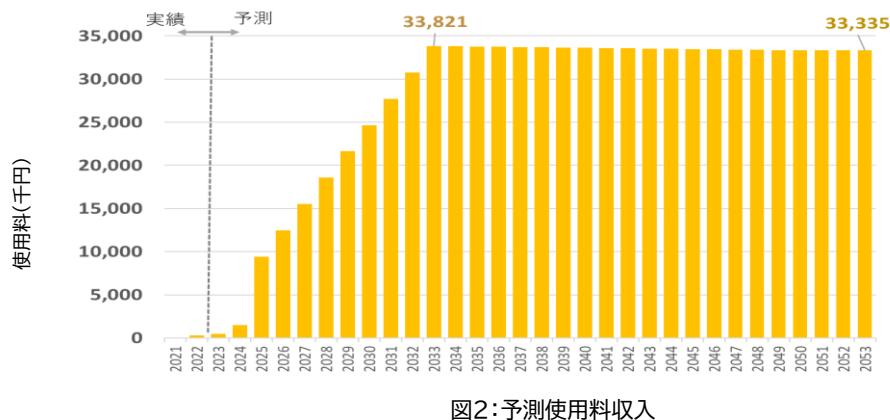


図2：予測使用料収入

## (4) 施設の見通し

今後の浄化槽設置基数は、2021(令和3)年度から2033(令和15)年度までに毎年50基整備する計画のため、計画期間内では今後増加していく見通しとなった。また、人口減少に伴い使用基数の減少は見込まれるが、管理基数は変わらないため、整備完了後の浄化槽基数は横ばいとなる見通しとなった。



図4：予測年度末整備基数

## (5) 組織の見通し

現在、上下水道課における浄化槽事務は浄化槽法に係る届出事務、浄化槽設置整備事業(個人設置型)の補助金交付及び公共浄化槽事業を担当している。

今後、公共浄化槽の設置基数の増加に伴う維持管理業務の増加、施設の劣化等による修繕や部品交換の増加等が予測されることから、随時、組織体制について検討を行う。しかしながら、サービス水準の維持や災害時等の対応を考慮すると他事業の人員削減にも限界があることから、内外研修等の積極的な活用により、浄化槽事業に精通した職員の育成、知識・技術の継承に努める。

### 3. 経営の基本方針

「第5次小川町総合振興計画・後期基本計画」の基本方針に基づき、生活排水処理を適正に行い、生活環境の向上と河川などの公共用水域の水質保全に資するため、公共浄化槽事業を次のとおり推進する。

#### 1 生活排水処理基本計画の推進

小川町生活排水処理基本計画に基づき、公共浄化槽の整備を促進する。

#### 2 適正な維持管理

社会・経済情勢等の変化に対応し、公共浄化槽の適正な維持管理に取り組みながら浄化槽等の延命化を図り、使用者が安心安全に公共浄化槽を使用できるように努める。

#### 3 財政の健全化

限られた財源の中、適切・効率的な運営の安定化に努め、持続的なサービスの提供を行っていく。また、一般会計からの繰入金の適正化に努める。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

#### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

#### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	当事業は、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用しており、合併処理浄化槽を毎年50基整備する目標としている循環型社会形成推進地域計画を定めている。 経営の基本方針でも、各種汚水処理施設の整備を早期に完了することを目標としており、本収支計画でも毎年50基整備を目標として投資計画を見込んでいる。
-----	---

##### ・投資の目標に関する事項

汚水処理施設の概成に向けて、概ね10年で合併処理浄化槽の整備が完了するように見込んでいる。また、合併処理浄化槽の耐用年数は約32年のため、本計画では更新に係る費用は見込んでいない。

##### ・合併処理浄化槽の建設・更新に関する事項

事業周知などの啓発活動を引き続き実施し、申請による設置を毎年50基で見込んでいる。

##### ・広域化・共同化・最適化に関する事項

本町では、令和2年度に「小川町生活排水処理基本計画」の見直しを行い、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの各種処理施設の中から、最適な整備手法を選択し、事業を実施している。

##### ・防災・安全対策に関する事項

浄化槽は分散処理のため、長い管きよは不要であり、地震等の災害への対応力が高い施設となっている。また、過去の震災においても、破損率・全損率が低く、応急処置により個別に復旧しやすいため、積極的に整備を進めていくように努める。

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	本町では、循環型社会形成推進交付金の公共浄化槽等整備推進事業及び浄化槽設置整備事業を活用して事業を実施しているため、投資財源の構成比率はおおむね固定されたものとなっている。 自主財源を抑制させるためには、補助率の高い環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の補助要件を満たせるよう、要件を満たした浄化槽及びブロワを設置し、現状と同じ水準の財源を確保することを目標とする。
-----	---

##### ・財源の目標に関する事項

整備完了予定の2033(令和15)年度までは、国庫補助金、県補助金及び企業債を計画している。2034(令和16)年度以降は設備投資から維持管理に事業が変更となる見込みとなっている。

##### ・使用料収入の見通しに関する事項

使用料収入は、整備基数の増加に伴い、增收を見込んでいる。

##### ・企業債に関する事項

建設改良に係る下水道事業債は、浄化槽整備に伴う発行額分を見込んでいる。なお、償還期間は30年とし、利率は1.0%を見込んでいる。

##### ・繰入金に関する事項

公営企業で運営しているため、使用料収入をもって経営を行う独立採算制が基本だが、一般会計から以下の繰入金を見込んでいる。

一般会計負担金：総務省が示す繰出基準に基づく経費を、繰入額として計上している。

一般会計補助金：公共浄化槽事業の自立を目指し、一般会計からの補助に依存しない経営を図る必要があるが、事業継続のために必要な最低限の額を計上している。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・職員給与費に関する事項  
現行の1名体制での給与費を算定した。
- ・修繕費に関する事項  
事業開始間もないため、必要に応じ修繕し、不具合が生じた際に対応できる費用を見込んだ。
- ・委託費に関する事項  
本町では、浄化槽の維持管理及び使用料の徴収を民間等に委託している。収支計画の費用は、現在の委託費用を基に算定している。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	2020(令和2年度)に見直しを行った「小川町生活排水処理基本計画」に基づき、最適な手法での整備を今後も継続する。
投資の平準化に関する事項	なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	なし
その他の取組	なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	2021(令和3)年度から本格的に事業が始動したため、今後の整備費や維持管理に関する費用など経営状況を詳細に分析したうえで、適正な使用料単価の算定を検討する。 また、検討時期については、小川町公共浄化槽事業条例に規定されているとおり、おおむね5年ごとに使用料の額を検討し、下水道使用料や他団体を参考に、必要に応じて見直しを行うものとする。
資産活用による収入増加の取組について	なし
その他の取組	なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	効率的な経営を行うため、保守点検や清掃業務等の委託を継続するとともに、先進事例などの情報収集を行い、民間活力の活用を検討する。
職員給与費に関する事項	現在1名の職員が配置されており、最低限の人員で事業運営をしているため、削減は見込めない。
動力費に関する事項	なし
薬品費に関する事項	なし
修繕費に関する事項	必要に応じて修繕を行い、不具合が生じた際には早急に対応できるようにする。また、適切な維持管理を行い、突発的な修繕費用の抑制を図る。
委託費に関する事項	保守点検、清掃業務や使用料徴収業務委託については、引き続き民間事業者等に委託する。また、委託費等の妥当性を検討し、事業費の削減に取り組む。
その他の取組	なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本計画の事後検証として、経営比較分析表の各指標を活用し、毎年度事業の進捗を確認するとともに、類似事業体との比較を行うことで、経営状況の的確な把握と使用者への情報公開に努める。 また、PDCAサイクル(計画策定(Plan)－事業実施(Do)－検証(Check)－改善(Action))を実践し、経営戦略の実施状況の確認・検証を行う。計画の目標値と実績値の乖離があれば検証を行い、5年を目途に計画の見直しを行う。
---------------------	---

**投資・財政計画**  
(収支計画)

(単位:千円)

区分		年 度	令和4年度 (決算)											
			令和5年度 (決算) 見込	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	
収益的収入	1. 営業収益(A)	271	478	1,488	9,421	12,471	15,521	18,571	21,621	24,671	27,721	30,771	33,821	
	(1) 料金収入	271	478	1,488	9,421	12,471	15,521	18,571	21,621	24,671	27,721	30,771	33,821	
	(2) 受託工事収益(B)													
	(3) その他の													
	2. 営業外収益	9,530	6,375	18,480	32,757	35,962	39,041	42,120	45,199	48,279	51,358	54,437	57,517	
	(1) 補助金	9,422	6,201	18,040	31,920	33,663	35,280	36,897	38,514	40,132	41,749	43,366	44,984	
	他会計補助金	8,147	4,596	9,340	15,170	16,913	18,530	20,147	21,764	23,382	24,999	26,616	28,234	
	その他補助金	1,275	1,605	8,700	16,750	16,750	16,750	16,750	16,750	16,750	16,750	16,750	16,750	
	(2) 長期前受金戻入	108	174	440	837	2,299	3,761	5,223	6,685	8,147	9,609	11,071	12,533	
	(3) その他の													
収益的支出	収入計(C)	9,801	6,853	19,968	42,178	48,433	54,562	60,691	66,820	72,950	79,079	85,208	91,338	
	1. 営業費用	7,360	7,142	20,230	41,892	47,959	54,025	60,092	66,159	72,226	78,293	84,360	90,427	
	(1) 職員給与費	4,345	3,779	4,857	7,304	7,304	7,304	7,304	7,304	7,304	7,304	7,304	7,304	
	基本給	2,222	2,355	2,429	3,490	3,490	3,490	3,490	3,490	3,490	3,490	3,490	3,490	
	退職給付費													
	その他の	2,123	1,424	2,428	3,814	3,814	3,814	3,814	3,814	3,814	3,814	3,814	3,814	
	(2) 経常費用	2,907	3,189	14,929	33,664	38,067	42,469	46,872	51,275	55,678	60,081	64,484	68,887	
	浄化槽費用	1,765	2,175	11,017	32,023	36,323	40,623	44,923	49,223	53,523	57,823	62,123	66,423	
	業務費	13	17	17	317	416	515	614	713	812	911	1,010	1,109	
	総係費	1,129	997	3,895	1,324	1,328	1,331	1,335	1,339	1,343	1,347	1,351	1,355	
特別損失	(3) 減価償却費	108	174	444	924	2,588	4,252	5,916	7,580	9,244	10,908	12,572	14,236	
	2. 営業外費用	151		180	23	84	145	206	267	328	389	450	511	
	(1) 支払利息			180	23	84	145	206	267	328	389	450	511	
	(2) その他の	151												
	支出計(D)	7,511	7,142	20,410	41,915	48,043	54,170	60,298	66,426	72,554	78,682	84,810	90,938	
特別損益	経常損益(C)-(D)(E)	2,290	△ 289	△ 442	263	390	392	393	394	396	397	398	400	
特別損失	利益(F)													
特別損失	損失(G)													
特別損失	損益(F)-(G)(H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度純利益(又は純損失)(E)+(H)		2,290	△ 289	△ 442	263	390	392	393	394	396	397	398	400	

**投資・財政計画**  
(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算見込)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)
資本的収入	1. 企 業 債			2,300	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100
	うち 資本費平準化債												
	2. 他 会 計 出 資 金												
	3. 他 会 計 補 助 金												
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国(都道府県)補助金	2,200	2,254	16,132	40,492	40,492	40,492	40,492	40,492	40,492	40,492	40,492	40,492
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金												
	8. 工 事 負 担 金	304	304	2,066	5,198	5,198	5,198	5,198	5,198	5,198	5,198	5,198	5,198
	9. そ の 他												
資本的支出	計 (A)	2,504	2,558	20,498	51,790	51,790	51,790	51,790	51,790	51,790	51,790	51,790	51,790
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	2,504	2,558	20,498	51,790	51,790	51,790	51,790	51,790	51,790	51,790	51,790	51,790
	1. 建 設 改 良 費	2,505	2,769	20,664	51,985	51,985	51,985	51,985	51,985	51,985	51,985	51,985	51,985
	うち職員給与費												
	2. 企 業 債 償 戻 金				154	483	687	890	1,093	1,297	1,500	1,703	1,907
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. そ の 他												
	計 (D)	2,505	2,769	20,664	52,139	52,468	52,672	52,875	53,078	53,282	53,485	53,688	53,892
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)-(D)-(C)		1	211	166	349	678	882	1,085	1,288	1,492	1,695	1,898	2,102
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	△ 1		4	87	289	491	693	895	1,097	1,299	1,501	1,703
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	4,255	3,964	3,010	3,110	3,237	3,239	3,240	3,241	3,243	3,244	3,245	3,247
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他												
	計 (F)	4,254	3,964	3,014	3,197	3,526	3,730	3,933	4,136	4,340	4,543	4,746	4,950
補填財源不足額 (E)-(F)		△ 4,253	△ 3,753	△ 2,848	△ 2,848	△ 2,848	△ 2,848	△ 2,848	△ 2,848	△ 2,848	△ 2,848	△ 2,848	△ 2,848
他会計借入金残高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)				2,300	8,246	13,863	19,276	24,486	29,493	34,296	38,896	43,293	47,486

## ○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算見込)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)
収益的収支分		8,147	4,596	9,340	15,170	16,913	18,530	20,147	21,764	23,382	24,999	26,616	28,234
うち基準内繰入金					654	890	1,096	1,303	1,511	1,673	1,676	3,293	4,911
うち基準外繰入金		8,147	4,596	9,340	14,516	16,023	17,434	18,844	20,253	21,709	23,323	23,323	23,323
資本的収支分													
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
合 計		8,147	4,596	9,340	15,170	16,913	18,530	20,147	21,764	23,382	24,999	26,616	28,234

## 原価計算表(公共浄化槽事業)

供用開始年月日 令和4年1月20日  
 処理区域内人口 22人  
 計算期間 自令和5年4月  
 至令和10年3月  
 (5年間)

## 収入の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使用料(x)	千円 271	千円 15,521	千円	千円 15,521
受託工事収益	0	0		0
その他の	0	0		0
合計	271	15,521	0	15,521

## 支出の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
人件費	給料	千円 0	千円 0	千円 0
淨化槽費	諸手当	0	0	0
	福利費	0	0	0
修繕費	繕費	42	864	864
材	料費	0	0	0
路	面復旧費	0	0	0
委	託料	126	2,593	2,593
そ	その他の	1,597	37,166	37,166
小計		1,765	40,623	0
一般管理費	給料	2,222	3,490	3,490
	諸手当	1,359	2,441	2,441
	福利費	764	1,373	1,373
	流域下水道管理運営費負担金	0	0	0
	委託料	253	304	304
	その他の	889	1,543	1,543
小計		5,487	9,151	0
資本費	支払利息	0	145	145
	減価償却費	0	491	491
	企業債取扱諸費	0	0	0
小計		0	636	636
合計	(Y)	7,252	50,410	636
				49,774

資産維持費(Z)	
使用料対象経費(Y)+(Z)	

(X) / ((Y) + (Z)) \* 100 = 0.31

## &lt;使用料水準についての説明&gt;

原価計算では、使用料対象経費に対する使用料収入が低い状況となっており、これを改善するため普及率の向上を目指しております。

1 投資・財政計画上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。

2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。

3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改革(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

# 経営比較分析表（令和4年度決算）

埼玉県 小川町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	95.88	0.08	100.00	3,300

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
28,244	60.36	467.93
處理区域内人口(人)	處理区域面積(km <sup>2</sup> )	處理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
22	1.10	20.00

グラフ凡例
■ 当該団体値 (当該値)
— 類似団体平均値 (平均値)
【】 令和4年度全国平均

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

- ①経常収支比率  
経常収支比率は100%を超えており、令和3年度から事業を開始したため、その財源のほとんどが基準外繰入金となっている。
- ②累積欠損金比率(%)  
累積欠損金は発生していない。
- ③流動比率(%)  
類似団体平均よりも高くなっているが、事業開始間もなくで規模も小さいため数年間は大きく変動する見込み。
- ④企業債残高対事業規模比率(%)  
企業債は発行していない。
- ⑤経費回収率  
事業開始後2年目であるため使用料収入が少額となり低い水準となっているが、今後整備基數が増えるに従い改善していく見込み。
- ⑥汚水処理原価  
事業開始間もなくで整備基數が少ないため、類似団体平均に比べ汚水処理原価が大きくなっているが、事業の進捗に伴い減少していく見込み。
- ⑦施設利用率(%)  
節水機器の普及などにより浄化槽処理能力に比べ処理水量が少なかったと推測される。
- ⑧水洗化率(%)  
類似団体平均を上回り100%となっている。今後も公共浄化槽の普及に努める。

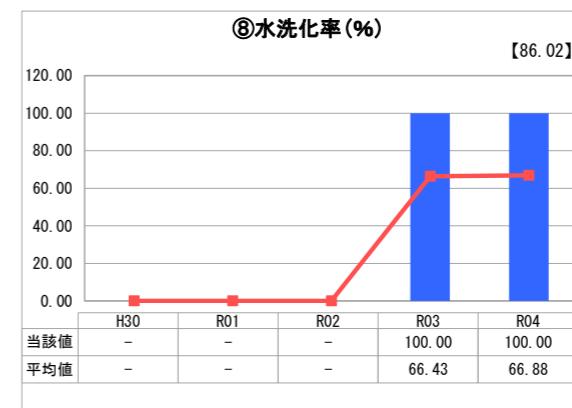
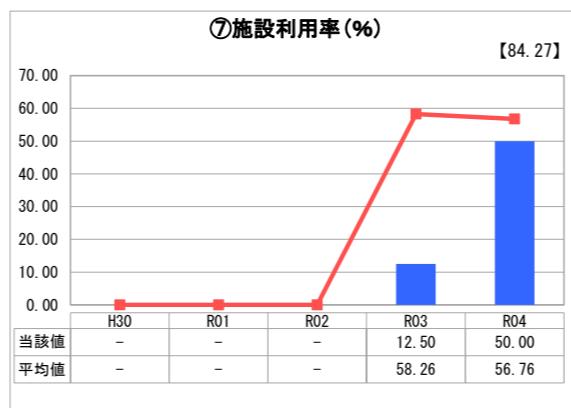
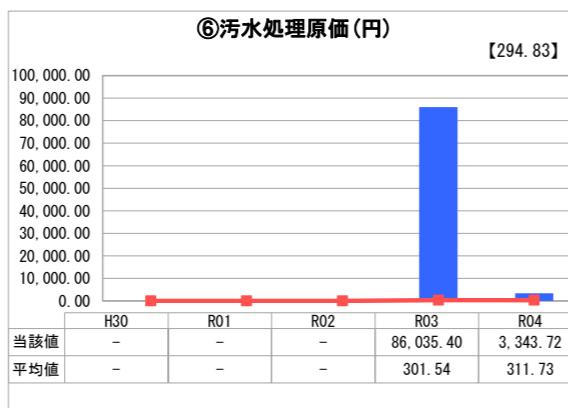
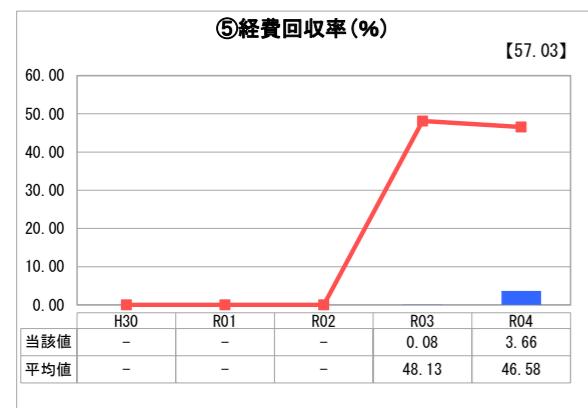
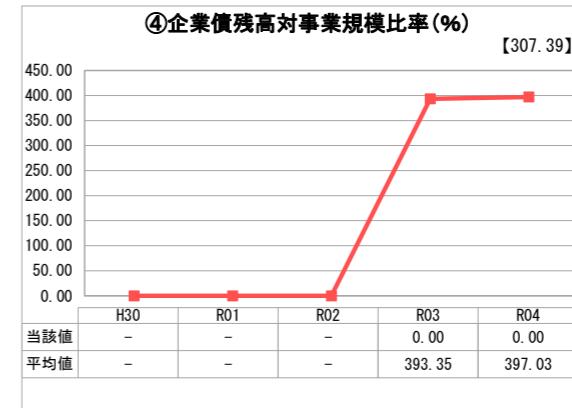
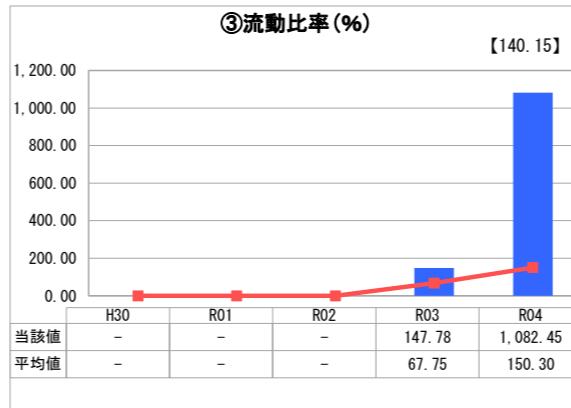
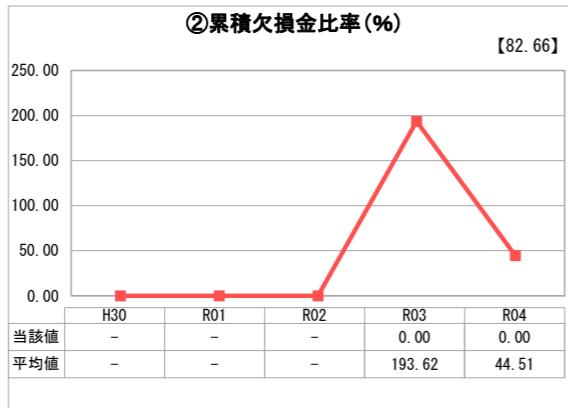
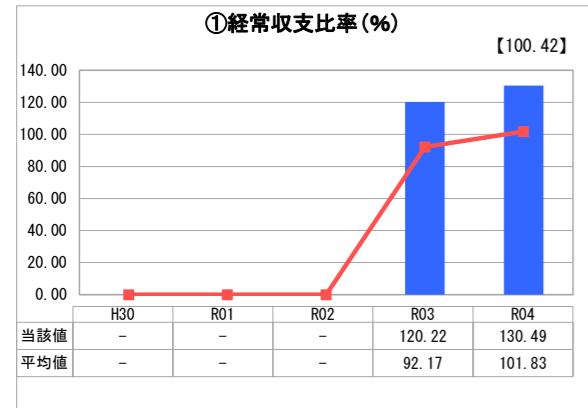
### 2. 老朽化の状況について

- ①有形固定資産減価償却率(%)  
事業開始間もないため低い数値となっている。
- ②管渠老朽化率  
事業開始間もないため法定耐用年数を超えた浄化槽はない。
- ③管渠改善率  
事業開始間もないため更新時期を迎えた浄化槽がなく更新に対する投資は行っていない。

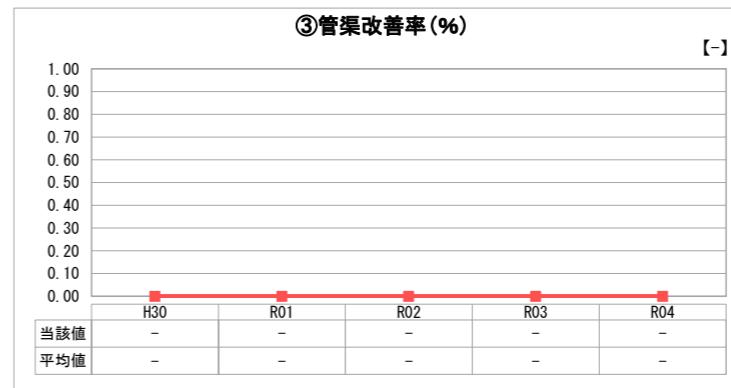
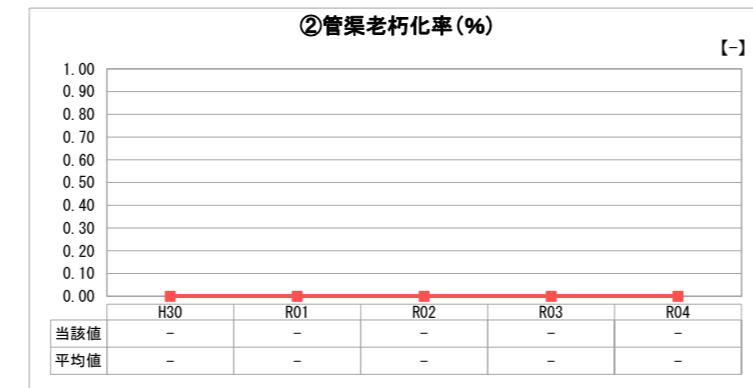
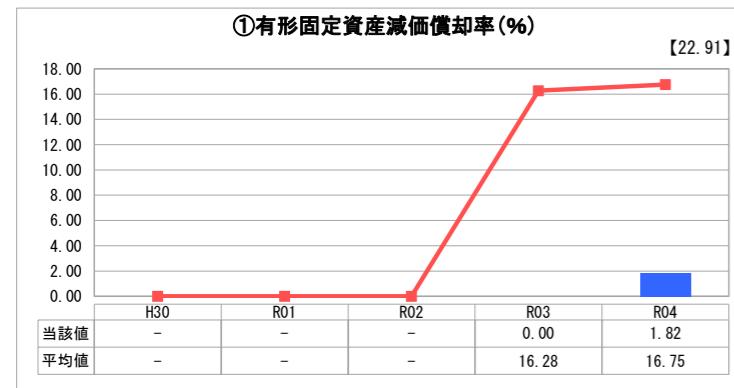
## 全体総括

令和3年度に開始した事業なので、財源は基準外繰入金に頼ったものとなっている。今後は、整備基數が増加し使用料収入も増加していくため、経費回収率は上がっていくと見込まれる。

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみの類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

## 経費回収率の向上に向けたロードマップ（公共浄化槽事業）

「下水道事業における収支構造適正化に向けた推進についての留意事項」（国土交通省事務連絡 令和2年7月22日）に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下のように示します。

公共浄化槽事業においては、令和3年度から事業が開始されたため、設置基数も僅かとなっています。そのため、今後は新規設置を推進したうえで、整備費や維持管理に関する費用など経営状況を詳細に分析し、適正な使用料単価の設定の算定を検討することとします。